

健康と健康保険の情報誌

けんぽだより

No.16

2026 Spring



埼玉県 武甲山と花畑／提供：アマナ

リゾートトラスト健康保険組合
<https://www.resorttrust-kenpo.or.jp/>

賃金上昇で保険料収入が増加

健康の保持・増進のための効果的な保健事業を推進します



リゾートトラスト健康保険組合の令和8年度の予算案が、去る2月17日開催の第23回組合会において可決・承認されましたので、その概要をお知らせします。

当健保組合の令和8年度予算総額は53億9、211万9千円となり、経常収支では3億2、008万4千円の黒字となりました。

収入の柱となる保険料収入は、賃金上昇に伴う平均標準報酬月額増加により、前年度予算比5億4、083万増の52億8、237万3千円となりました。

支出面では、高水準で推移している保険給付費は、前年度予算比3億3、761万4千円増の26億9、549万6千円を計上しました。高齢者医療への納付金は、後期高齢者の医療費の伸びを受け、前年度予算比1億9、908万円増の19億9、860万円となりました。

本年度予算では黒字を確保できる見通しですが、高齢者人口の増加により高齢者医療への納付金は中長期的に負担増が見込まれ、健保財政は予

断を許さない状況です。

高齢化や医療の高度化、高額薬剤の普及により、医療費は増加の一途をたどっています。一方で、少子化の影響により社会保障の負担は現役世代に偏っており、制度の持続可能性が課題となっています。こうした状況を受け、さまざまな医療

制度改革が議論されています。主な改革項目は、高額療養費制度の自己負担限度額の引き上げや、OTC類似薬を処方された場合の患者負担の導入などです。しかし、衆議院の解散、総選挙の影響で改革法案等の成立が不透明となっており、本格的な推進には時間を要する見通しです。

本年度からは、子ども・子育て支援金制度が開始されます。この制度は、児童手当の拡充や妊婦・育児支援などの財源を全世代で負担し合い、子育て世帯を支える仕組みです。支援金は保険料

収入支出予算額

- 予算総額 53億9,211万円
- 経常収支差引額 3億2,008万円

予算編成の基礎となった数字

- 被保険者数 10,715人 (男性5,425人、女性5,290人)
- 平均年齢 38.99歳 (男性41.46歳、女性36.43歳)
- 平均標準報酬月額 361,718円
- 健康保険料率 (調整保険料率を含む) 97.960/1,000
(事業主 48.980/1,000、被保険者 48.980/1,000)
- 介護保険料率 17.850/1,000
(事業主 9.600/1,000、被保険者 8.250/1,000)
- 子ども・子育て支援金率 2.3/1,000
(事業主 1.15/1,000、被保険者 1.15/1,000)

として位置付けられ、健康保険組合が国に代わって徴収・納付する役割を担います。ただし、この支援金は健康保険組合の保険給付や保健事業には充当されません。ご理解をお願いいたします。

当健保組合では、本年度も加入者の皆さまの健康保持・増進につながる効果的・効率的な保健事業を実施してまいります。皆さまにおかれましては、当健保組合の保健事業を積極的にご利用いただき、健康管理に努めていただくとともに、ジェネリック医薬品の利用やセルフメディケーションの実践などを通して、医療費適正化へのご協力を
お願い申し上げます。

令和8年度 収入支出予算概要



健康保険分

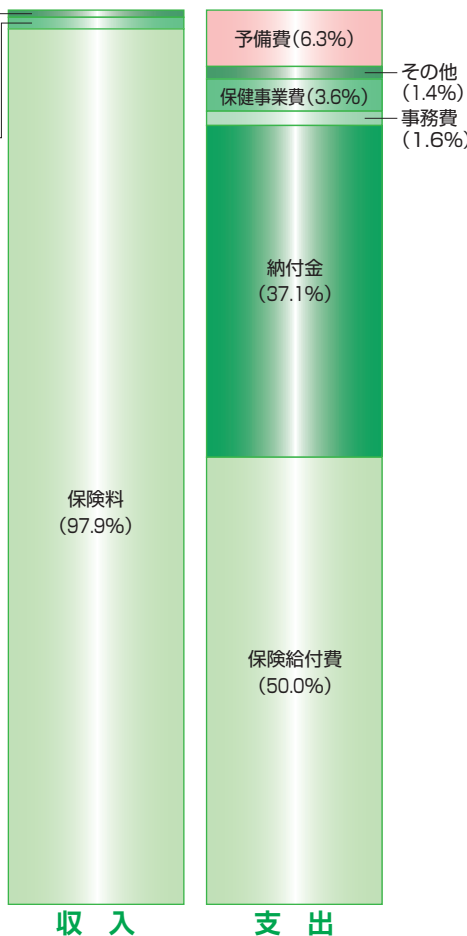


Point!

保険料 毎月の給与とボーナスから納めていただく健保組合の主要財源です。「基本保険料」は皆さまの医療費などに使われ、「特定保険料」は高齢者の医療費を支えるために使われます。

収入 (千円)	
保険料	5,282,373
基本保険料	3,290,417
特定保険料	1,991,956
国庫負担金収入	1,362
その他	1
調整保険料	71,103
国庫補助金収入	803
出産育児交付金	6,860
財政調整事業交付金	21,312
雑収入	8,305
合計	5,392,119

収入と支出の割合



Point!

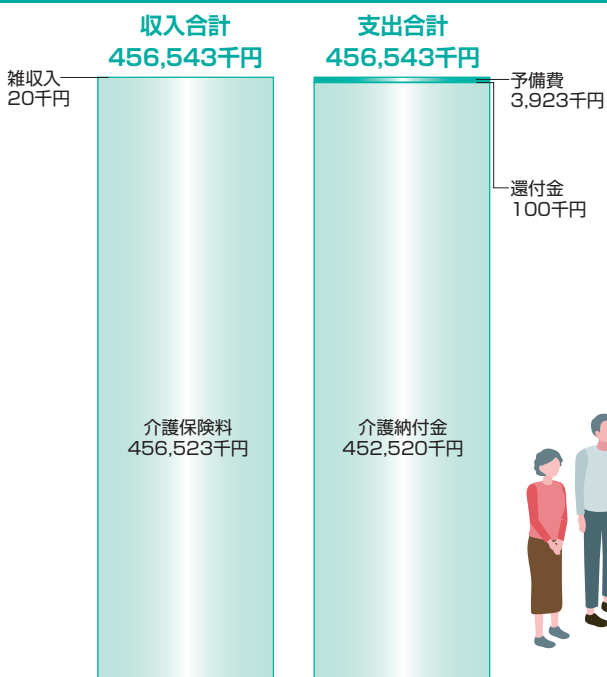
納付金 65歳~74歳の人を対象の前期高齢者医療制度への納付金と75歳以上の人を対象の後期高齢者医療に対する支援金などです。

保険給付費 医療費の給付や出産、死亡時の手当金の給付などをするための費用です。

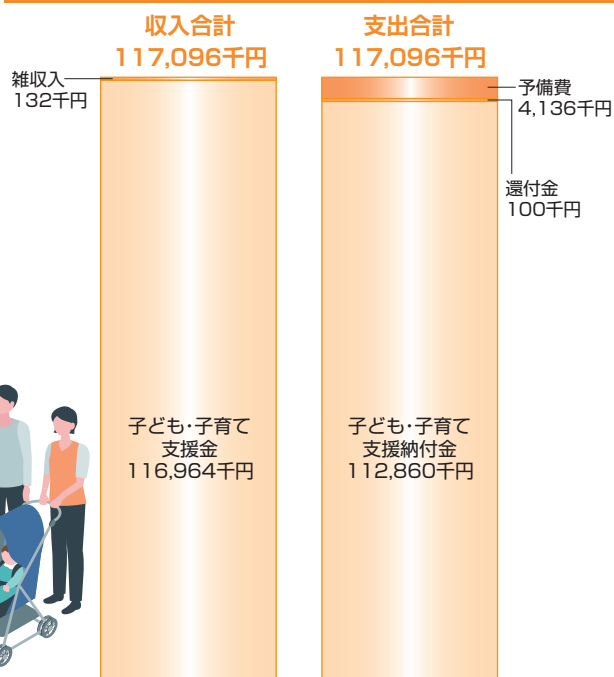
支出 (千円)	
事務費	86,010
保険給付費	2,695,496
法定給付費	2,695,496
納付金	1,998,602
前期高齢者納付金	717,300
後期高齢者支援金	1,281,300
その他	2
保健事業費	195,943
還付金	1,300
営繕費	1,000
財政調整事業拠出金	71,103
連合会費	2,556
雑支出	510
予備費	339,599
合計	5,392,119

経常収入合計 5,299,701 千円 — 経常支出合計 4,979,617 千円 = 経常収支差引額 320,084 千円

介護保険分



子ども・子育て支援金分



特定保健指導 は、

あなたと家計を救うラストチャンス!

～「受けない」選択が、将来の保険料アップを招くかもしれません～

健康診断の結果、「特定保健指導」の案内が届いたことはありませんか？

「忙しい」「どこも悪くない」と無視してしまうのは、非常にもったいないことです。

これは単なる指導ではなく、**数年後の大病を未然に防ぐ「プロの無料コンサルティング」**だからです。



「未受診」が招く、保険料のペナルティ

実は、皆さんの特定保健指導の実施率（特定保健指導を終了した人の割合）は、私たちリゾートトラスト健康保険組合が国に納める「後期高齢者支援金」の額に直結しています。

実施率が低いと

国からの評価が下がり、支援金に

最大10%のペナルティ(加算)が課せられます。



家計への影響は？

加算によって組合の財政が圧迫されると、不足分を補うために、皆さんの給与から天引きされる「健康保険料」を引き上げざるを得ない最悪のシナリオが現実味を帯びてきます。

つまり、案内を放置することは、ご自身の健康リスクを高めるだけでなく、**組合員全員の経済的負担を増やすことにも繋がって**しまう可能性があるのです。



「無理な改善」は求めません

特定保健指導の目的は、厳しい制限ではなく「今の生活でできる小さな工夫」を見つけることです。「お酒の合間に水を飲む」「階段を意識して使う」など、専門家があなたに寄り添ってアドバイスします。**利用料は無料**です。組合が全額補助いたします。

案内が届いたら「自分と家族、そして仲間の保険料を守るために」、ぜひ受診し、終了していただきますようお願いします。



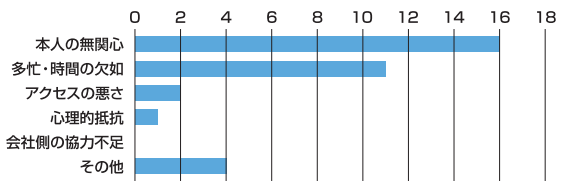


特定保健指導を担当する業務の方に聞きました!

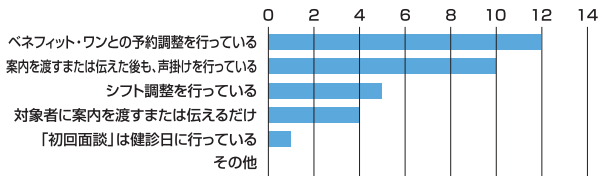
(ベネフィット・ワンに保健指導を委託している施設)



初回面談への導入を阻んでいる要因は何だと思いますか?(複数回答)



特定保健指導の初回面談の対象者の案内が来た後、どのようにご対応されますか?



質問回答内容例

- 本人の無関心…健診結果が悪くても、自分は大丈夫だと思っている
- 多忙・時間の欠如…業務が忙しく、30分～1時間の面談時間を取ってもらえない
- アクセスの悪さ…面談場所が遠い、またはWEB面談の環境が対象者にならない
- 心理的抵抗…指導=怒られる、説教されるというネガティブなイメージがある
- 会社側の協力不足…勤務時間内の面談が認められていない、または場所を貸してもらえない

【その他(施設からのコメント)】単に指導を受けることを面倒がっている。また、健康診断時の問診票で希望をしていなかったとの回答もあり/面倒な気持ちが優先してしまう/スケジュール組を行い全員受けられるように調整しているので、問題ありません/同じ方が毎年受ける事があり、指導内容が変わり映えしないと思われる

シフトやベネフィット・ワンとの予約調整をしている施設の方につきまして、具体的にどのような手順でされていますか?

- 受ける本人に保険指導希望の有無を確認、希望者には実施期間を伝えて希望日時を確認後、ベネフィット・ワン担当者に電話・メールで連絡して予約設定
- 面談会場の空き状況を確認し、空いている日にて実施を依頼。個人の予定はシフト内で都合つく日時を上長に決めてもらっている
- 対象社員との間に入り予約の確定までを行う
- ベネフィット・ワンと日程を確定し、対象者へ案内
- シフト調整
- ベネフィットに受信可能日数日分を出してもらい、対象者に選ばせている
- 先方より連絡がきたら対象者のコーナーへ連絡を入れシフト調整を依頼し予約

初回面談 100%

エクシブ山中湖の業務担当の方に詳しく聞きました!



Q 初回面談を受けないと言われる方はみえませんか?

A 抵抗を感じたり、面倒だと思われる方も一部いらっしゃいますが、ご自身の健康のためであることを丁寧に説明し、前向きに面談を受けていただいております。また土地柄もあり、同じ担当者が特定保健指導を行うため、安心感を持って取り組んでいただける環境が整っています。



Q 具体的にどのように調整をしていますか?

A ベネフィット・ワンと特定保健指導に来てもらう日を数日決め、会場をおさえます。シフト調整をし、全員を割り振ります。割り振ることができなかった方は、後日ICTの面談の予約をとります。



Q なかなか初回面談を受けてもらえないという悩みをもつ施設がある中で、100%の方が受けられているのはすごいですね

A 昔から初回面談を案内することが当たり前の風土として根付いており、特別なことだとは思っておりません。また幹部の方々も積極的に面談を受けてくださるため、その姿勢が全体に良い影響を与えているのだと思います。他の施設の参考になれば幸いです。



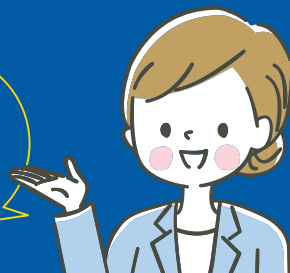
各施設の方には、大変ご尽力をいただいております。特定保健指導の実施率をあげるとともに、各施設の負担を減らせるよう健康保険組合は尽力していきます。今後ともよろしくお願いいたします。

「子ども・子育て支援金制度」が始まります

令和8年度から

一般保険料と併せ

子ども・子育て支援金の拠出を
していただくことになります



子ども・子育て支援金制度って何？

子ども・子育て支援金制度は、全世代・全経済主体から**支援金を拠出**いただき、それによる**子育て世帯に対する給付の拡充**を通じて、**子供や子育て世帯を社会全体で応援する仕組み**です。

子ども・子育て支援金はこんなことに使われます

① 児童手当の拡充

令和6年
10月から

所得制限を撤廃し、
支給期間を高校生年代まで延長、
第3子以降を増額



② 妊婦のための 支援給付

令和7年
4月から

妊娠時と出産時の
2回に分けて、
計10万円が支給
される制度



③ こども誰でも 通園制度

令和8年
4月から

生後6ヵ月から3歳未満の子供を、
理由を問わず時間単位で保育所など
に預けられる制度



④ 育休中の給付拡充

令和7年
4月から

両親が出生後一定期間内に
育休を取ると、給付金が最大28日間
上乘せされ、
手取り100%を
確保する制度



⑤ 時短勤務時の 収入減少を補填

令和7年
4月から

2歳未満の子供を育てる人が
時短勤務した場合、
時短期間中の
賃金の約10%が
支給される制度



⑥ 国民年金第1号被保険者の 育児期間中の保険料免除

令和8年
10月から

自営業・フリーランス等の
国民年金第1号被保険者が、
子供が1歳になるまでの期間、
国民年金保険料を免除
される制度



健保組合の給付に使われるの？

子ども・子育て支援金は、健康保険組合などの医療保険者が保険料として徴収し、納付することが法律で定められています。法律上は保険料として規定されていますが、健保組合が加入者のために行う**保険給付や保健事業に充てることはできません**。健保組合は、国に代わって徴収し、納付する役割だけを担います。





いつから始まるの？

子ども・子育て支援金は、**令和8年4月分保険料**より一般保険料・介護保険料と併せて徴収されます。納入告知書（請求書）には、一般保険料、介護保険料に続き、**第3の費目**として追加されます。

一般保険料

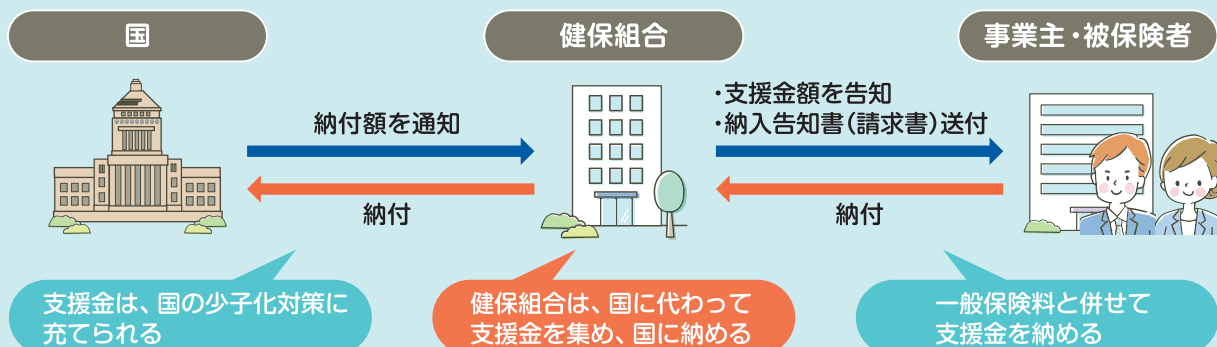
+

介護保険料
(介護納付金分)

+

子ども・子育て支援金
(子ども・子育て支援納付金分)

子ども・子育て支援金の徴収・納付の仕組み

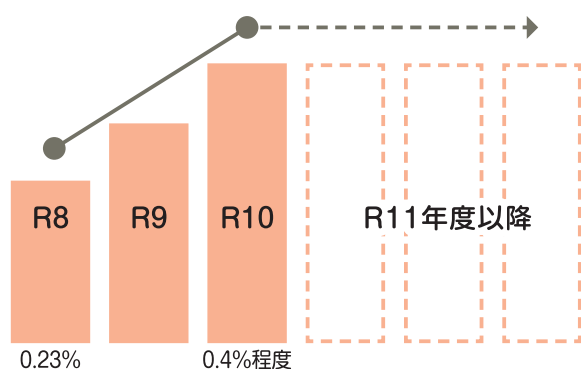


負担はどのくらいになるの？

支援金の額を決める支援金率は、令和8年度は**0.23%**で、令和10年度にかけて段階的に**0.4%程度**まで上がることが想定されています。ただし、国は令和10年度に支援金の上限額を約1兆円と決めているため、今後、健康保険料や介護保険料のように右肩上がりで増え続けることはありません。なお、支援金は**事業主と被保険者が原則折半**して負担します。

子ども・子育て支援金の負担額のイメージ

支援金率・支援金の負担イメージ



1人当たり負担額 (令和8年度)

(標準報酬月額 × 支援金率 = 毎月の負担額)

例) 標準報酬月額が30万円、支援金率0.23%の場合

30万円 × 0.23% = 690円 / 月

事業主負担 (50%)	345円	被保険者負担 (50%)	345円
-------------	------	--------------	------

年間負担額

345円 × 12ヵ月 = 4,140円 (自己負担)

※ 賞与からも別途徴収されます。

※ 任意継続被保険者は事業主負担分を含めた全額が自己負担となります。

各年度における
支援金の総額

R8年度
約6,000億円

R9年度
約8,000億円

R10年度
約1兆円

新ルールが
始まります

被扶養者の認定基準が 変わります

健康保険の被扶養者となるには健康保険組合の認定基準を満たすことが必要ですが、
年収についての認定基準に2つの変更点があります。

令和8年
4月1日より

被扶養者認定の際の年収の判定方法が変わります

変更点

「労働条件通知書」などに記載された時給・労働時間・日数・通勤手当
などから見込まれる年収によって判定されます。
労働契約に明確な規定のない時間外労働に関する賃金などは、
原則として年収には含まないこととなります。

対象者

収入が**給与収入のみ**の被扶養者の方
※年金や失業給付金など給与収入以外の収入のある方は対象外となります。



従来

【判定方法】

過去や現在の収入、または
将来の収入見込みなど
から、今後年間の収入
見込みを判定

【提出書類】

収入証明書や
課税(非課税)証明書など

令和8年4月1日以降

【判定方法】

労働条件通知書などの労働契約内容が確認できる
書類の記載内容から見込まれる年収によって判定

【提出書類】

- 労働契約内容が確認できる書類
(労働条件通知書や雇用契約書など)
- 認定対象者の「給与収入のみである」旨の申立書

被扶養者の認定後、当初見
込んでいなかった臨時収入
により、結果的に年収が基
準額を超えてしまった場合
でも、社会通念上妥当であ
る範囲にとどまる場合は、被
扶養者の認定が取り消され
ることはありません。

※労働契約内容が確認できる書類がない場合は、従来の方により年収を判定することとなります。

令和7年
10月1日より

19歳以上23歳未満の方の 被扶養者認定の際の年収要件が 変更されました

変更点

年収要件が、130万円未満から**150万円未満**に引き上げと
なりました。

対象者

19歳以上23歳未満の被扶養者(被保険者の配偶者を除く)。
学生・学生以外のどちらも対象となります。



対象となるご家族を被扶養
者にするときは、「被扶養者
(異動)届」に必要な事項を記
入し、必要な書類を添えて、
速やかに事業所経由で当健
保組合へ提出してください。
※当健保組合による認定が
必要となります。

年齢要件は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。
なお、民法準用により、年齢は誕生日の前日において加算するため、
誕生日が1月1日の方は12月31日に年齢が加算されることとなります。

【例】扶養認定を受ける方がN年11月に19歳の誕生日を迎える場合には、N年における年収要件は150万円未満となります。

	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳
扶養認定 対象者	N-1年	N年	N+1年	N+2年	N+3年	N+4年
	130万円未満	150万円未満				130万円未満

※詳しくは、日本年金機構のHPをご確認ください。 <https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetsu/2025/202508/0819.html>

被扶養者に変更があった場合は、「被扶養者(異動)届」に必要な書類を添付して、**速やかに**事業所を経由して当健保組合へ提出してください。